平成２４年（フ）第１６号
青森県五所川原市字雛田136番地20　神山アパート３号
債務者　加藤由貴美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
神奈川県横須賀市武４丁目20番25号　ヴェルデハイム102
債務者　長森　秀夫
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１０５号
長崎県南島原市有家町原尾2887番地
債務者　末吉　敬一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第４号
長崎県南島原市深江町乙345番地、前住所鹿児島市田上６丁目29番60号
債務者　中田　真太
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第６号
長崎県島原市湖南町6995番地11、前住所長崎県島原市宮の町661番地１
債務者　三浦　敬幸
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第７号
長崎県南島原市有家町山川633番地１、前住所長崎市小ケ倉町２丁目667番地50
債務者　青島　　勉
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第９号
長崎県島原市三会町乙1753番地１、前住所長崎県島原市六ツ木町甲793番地１
債務者　宮崎　秋久
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
長崎県島原市三会町乙1753番地１、前住所長崎県島原市六ツ木町甲793番地１
債務者　宮崎　和枝
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３　上飯田第二市街地住宅１棟707号
債務者　近藤　敬二
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字根堀坂129番地４　太野住宅８号、旧住所盛岡市前九年２丁目10番11号
債務者　高倉　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４５３号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字根堀坂129番地４　太野住宅８号、旧住所盛岡市前九年２丁目10番11号
債務者　高倉　雄大
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２５３１号
東京都立川市上砂町１丁目13―１　都営上砂町１丁目アパート11棟306
債務者　渡邉　初枝
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５３５号
東京都台東区下谷２丁目19―５―203
債務者　竹見　利子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６１０号
東京都中野区本町２丁目２―５―202
債務者　牧野　禮子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６２１号
東京都江戸川区船堀２丁目６―11
債務者　入江多可子こと　入江ああ子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６２２号
東京都江戸川区中葛西３丁目30―13―302
債務者　落合　広之
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部